

第2章 石巻市環境基本計画

第1節 計画策定の背景と目的

石巻市環境基本計画は、市の環境施策の長期的な目標や施策の大綱などを定めたもので、本市が行う環境施策の基本となるとともに、市民や事業者の環境保全に向けた取組の具体的な指針となるものです。

平成17年4月1日、石巻地域の1市6町は合併により、新たな石巻市として生まれ変わり、平成19年4月には新市として最初の環境基本計画を策定し、平成28年度までの10年間を計画期間として各種計画や事業の実施における環境の分野に関する施策の基本的方向性を示し、計画を推進してきました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に到来した巨大津波によって甚大な被害を受け、沿岸部を中心とする市街地への打撃、災害廃棄物の処理、放射性物質影響対策、生活・自然環境への影響などの深刻かつ重要な課題に直面し、本市を取り巻く環境が大きく変化しました。

また、地球環境問題においては国際的な対策が求められており、そのなかでも特に問題視されているのが「地球温暖化」です。地球温暖化対策については様々な取組や議論が行われており、平成27年11月から12月にかけて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、令和2年からの実施を目指す地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択され、自治体や事業者だけでなく家庭や個人の自発的な取組が地球温暖化対策には不可欠とされました。

このようなことから、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化してきたため、現行の環境基本計画の目標年次の前年度に当たる平成28年3月に新たな環境基本計画を策定し、平成28年度からの10年間を計画期間として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

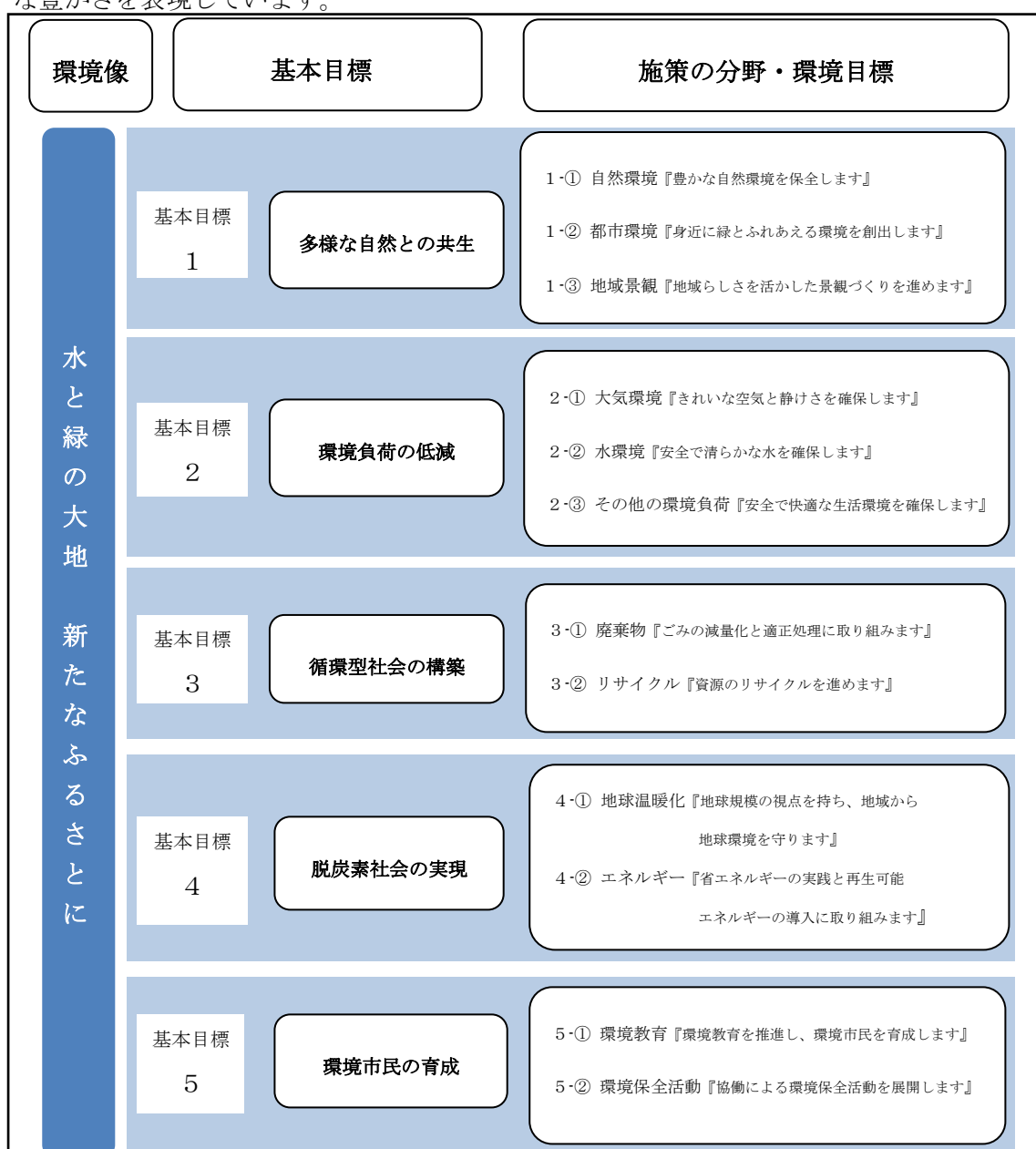
さらに、平成27年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、本市が「SDGs未来都市」並びに「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことから、令和2年8月に「石巻市SDGs未来都市計画」を策定しています。

このため、環境基本計画についてもSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、また、これまでの点検・評価による指標等の進捗状況などを踏まえ、現状に即したより実効性のあるものとするため、計画の中間年度に当たる令和2年度に環境基本計画の中間見直しを行っています。

第2節 環境基本計画が目指す環境像と 環境像実現のための取組

環境基本計画では、環境基本条例や総合計画を踏まえ、目指す環境像として、「水と緑の大地 新たなふるさとに」と定めています。

「水」は市内を流れる北上川や太平洋など生活に欠かせない水資源、「緑」は北上山地や牡鹿半島などの豊かな自然環境や生活に恵みをもたらす田園、「大地」は市民がしっかりと地に足をつけて生活している場、という次世代に守り伝えていくべき石巻市の空間的な豊かさを表現しています。



《図2-1 環境基本計画の構成》

「新たなふるさとに」には、震災で被災した石巻市民は、元の場所に残る人も新たな場所に移転する人も、これから10年後に向かって自分たちが生活していくまちを新たに創っていく、という強い気持ちが込められています。

環境像の実現のために、環境基本計画では、以下の基本目標を設定しています。

- 基本目標1：多様な自然との共生
- 基本目標2：環境負荷の低減
- 基本目標3：循環型社会の構築
- 基本目標4：脱炭素社会の実現
- 基本目標5：環境市民の育成

なお、基本目標の1から4を達成するためには、環境意識をもった市民の方々の協力が必要であれば達成することが困難であることから、基本目標5を他の基本目標の共通基盤として位置付けています。

第3節 リーディング・プロジェクト

環境基本計画では、本市が目指す環境像『水と緑の大地 新たなふるさとに』の実現に向けて、取り組むべき最重要課題として「リーディング・プロジェクト」を掲げています。

なお、リーディング・プロジェクトの選定に当たっては、以下の3点を基準としています。

- ① 本市の環境問題の中でも重点的かつ緊急に解決すべき取組であること。
- ② 市民・事業者の環境教育・環境保全活動に関する取組であること。
- ③ 地球環境問題の解決に資する取組であること。

以上の基準を踏まえ、「生物多様性地域戦略推進事業」、「航空機騒音対策事業」、「ごみ減量化推進事業」、「再生可能エネルギー導入推進事業」、「環境教育モデル形成事業」の5つをリーディング・プロジェクトとし、重点的に推進していきます。

(1) 生物多様性地域戦略推進事業

本市には、海、山、川などの多様な自然環境があります。そこに生息・生育する様々な種類の動植物が、自然を介して他の生物との間に様々な関わりを持っている状態を「生物多様性」といい、これが維持されていることで、私たちは自然から様々な恵みを受けています。

しかし、私たちはこれまで大規模開発や生物資源の乱獲などによって自然環境を破壊し、生態系の損失や種の絶滅、外来種の侵略などの様々な問題を引き起こしてきました。

また、東日本大震災では地震による地盤沈下や津波により自然環境が一変しました。こうした自然環境の喪失を踏まえ、持続可能な人と自然との関係を整理し、自然の恵みを将来世代に引き継ぐことを目的として、「生物多様性地域戦略」を策定し、推進します。



《図 2 - 2 コサギ》

(2) 航空機騒音対策事業

本市は航空自衛隊松島基地が位置する東松島市に隣接し、航空機の離着陸経路の下に位置していることから、騒音の影響を受けています。

航空機の騒音は本市の環境において大きな問題であることから、現在は釜地区（釜会館、上釜会館）と二番谷地地区（二番谷地開発公園）の市内 3 地点に騒音測定機器を設置し、騒音の常時監視を行っています。

また、市内各地域で組織されている航空機騒音対策協議会から代表者を集め、石巻市航空機騒音対策連絡協議会を平成 11 年に設立し、これまでに測定データなど航空機騒音に関する情報の共有や、国への要望活動を行ってまいりました。



釜会館局



上釜会館局



二番谷地開発公園局

《図 2 - 3 航空機騒音測定局》

(3) ごみ減量化推進事業

ごみの減量対策は、市民、事業者、行政が連携して推進していかなければならない問題です。

現在、石巻市一般廃棄物処理基本計画で削減目標を掲げ、多様化するごみ処理行政のあり方に対して適宜施策を講じていますが、本市のごみに関する状況は厳しいものがあります。そのため、実践につながりやすい情報提供や出前講座等の環境学習メニューを充実させるとともに、自治会等と連携しながら分別指導を行い、地域に根ざした、ごみ減量化・リサイクル活動を推進する等の減量対策に取り組めます。

また、不燃物中間処理施設の建設など、ごみの減量化に係る各種課題の実現性を具体的に検討するとともに、プラスチック製容器包装の分別回収によるリサイクルの充実やごみ排出抑制など新たな対策を検討します。



《図 2 - 4 出前講座（ごみ減量について）》

(4) 再生可能エネルギー導入推進事業

本市では、太平洋に面し日照時間も長いことから太陽光発電に適した地域特性を活かし、太陽光発電システムの普及促進に努めてきました。

今後は、再生可能エネルギーを活用した「脱炭素社会」の実現を目指し、「石巻市SDGs未来都市計画」も踏まえて、事業を進めていきます。

また、本市でも一定規模の賦存量が見込まれる風力エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーについても、導入の可能性について検討を進めます。



《図 2－5 太陽光発電システム（石巻市雄勝総合支所複合施設庁舎）》

（５）環境教育モデル形成事業

子どもへの環境保全教育はますます重要さを増してきており、地域の実情に合った環境教育の推進に関する方針の策定などが求められています。また、これまで実施してきた「自然環境確認調査」の結果など地域の環境情報を踏まえた、具体的な環境教育の教材やプログラムの開発も必要となります。

このため、教育委員会や環境関係団体と連携し、小・中学校において必要な環境教育について検討し、今後の本市における環境教育のモデルを形成します。



《図 2－6 磯観察とビーチクリーン（波板海岸）》

第4節 進捗管理するための指標の設定

環境基本計画は、市民・事業者・市の各主体がそれぞれに取り組むとともに、連携・協働して取り組むものです。

各主体の取組の進捗状況を明確にし、共通目標に向けて取組の効果を評価できるよう、3つの指標（取組指標、環境指標、総合指標）を設定しています。

なお、施策の分野によっては、全ての指標を設定していない場合もあります。

（1）取組指標

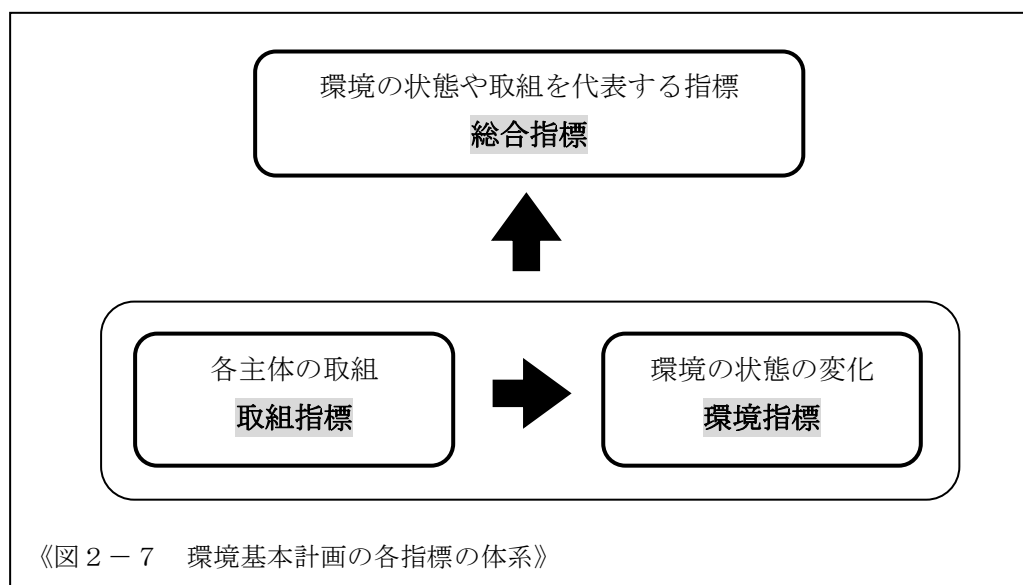
各主体に期待される個々の取組が着実に実行されているかどうか、取組の実績を客観的に測る指標です。取組の進捗状況を測るとともに、環境指標の変化の要因を検討する手がかりとなります。

（2）環境指標

取組を実行した結果、実際に環境が良くなっているかどうか、「環境像」に近づいているかどうか、目標の達成状況を測る指標です。環境指標は、個々の取組の効果を検証するとともに、取組を見直す基準にもなります。

（3）総合指標

環境の状態や取組を代表的に示す指標や、市民が環境保全に関する取組や環境の状態などをどのように捉えているかを示す市民満足度など、各基本目標の達成度をわかりやすく示す指標です。総合指標は、計画の進捗状況や環境の状態を総合的に評価するために重要な指標となります。



第5節 施策展開の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

市は事業者としての立場もあることから、自ら行う事業に対する事前の環境配慮対策や所有・管理する施設における環境保全対策などを推進していきます。また、各部課の連携のもと、全庁的な合意形成と本計画の効果的な推進を行うため、市民生活部次長を議長とし関係各課の課長で構成する「環境保全会議」を設置しており、市が実施する環境に関する施策・事業のマネジメントを行います。

(2) 審議機関

市は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査・審議するため、学識経験者・関係行政機関の職員・一般公募に応じた市民などにより構成される「石巻市環境審議会」を設置しています。環境審議会は、環境基本計画の実施に当たって、専門的見地から目標の達成状況や施策の進捗状況の点検・評価を行います。

(3) 市民・事業者との連携

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民・事業者・市の各主体が共通の認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことが不可欠です。

このため、本市では市民・事業者・NPOなどで構成される「エコパートナー会議」を開催し、市の施策への協力や本計画への意見・提言を得ることとします。

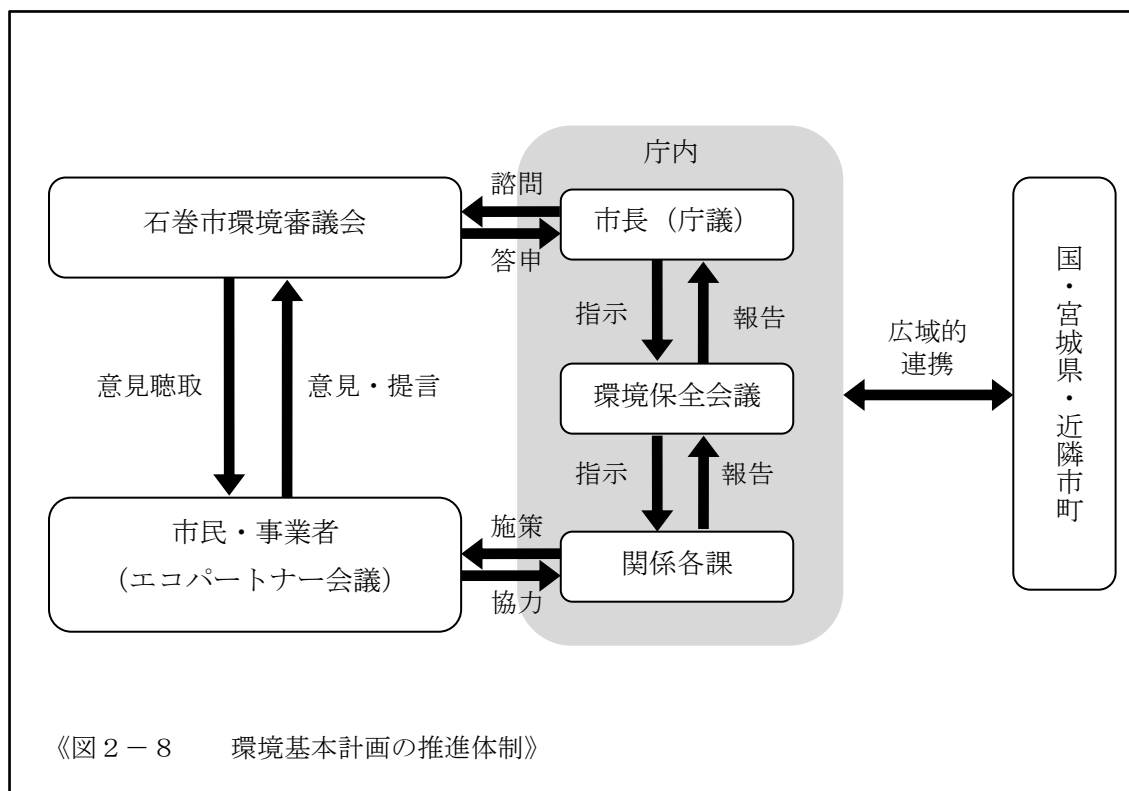
(4) 広域的な連携

本市の環境は近隣の市町とつながっており、また地球規模の環境問題など市域を越えた問題もあるため、広域的な連携を進めていく必要があります。こうしたことから、計画を効果的に推進していくために、国・宮城県・近隣市町などの関係機関と連携を図り、適切に対応していきます。

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくためには、計画に位置づけた施策を着実に実施し、その進捗状況や成果（目標の達成状況）を点検・評価し、成果と課題を次の実施へとフィードバックさせていく仕組みづくりが重要です。本計画では、[P l a n（計画）] → [D o（実施・実行）] → [C h e c k（点検・評価）] → [A c t i o n（見直し）]のサイクルを確立し、継続的に計画の進行を管理します。



(2) 点検・評価結果の公表

環境審議会は、市長の諮問を受け、本計画に掲げた施策やリーディング・プロジェクトの実施状況、指標の達成状況などに関する点検・評価を毎年実施し、市長に答申を行います。

令和6年度は、令和6年7月26日に「環境基本計画における令和5年度の目標達成状況、及びリーディング・プロジェクトの進行状況についての点検及び評価」の諮問を受け、点検・評価部会において点検・評価を行った後、令和7年3月24日に答申を行っています。

(3) 計画の見直し

本計画については、環境審議会による毎年の点検・評価の結果や市民・事業者からの意見などを踏まえ、目標年次の中間年である令和2年度に中間見直しを行いました。

また

(4) 新計画の策定

本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間となっているため、令和6年7月の市長からの諮問に応じ、新たな石巻市環境基本計画策定について検討を開始しました。

